

2 大石美雪議員



- 1 岩内町民の命を守る防災について
- 2 地域公共交通ノッタラインの運行路線の拡大と見直しをすみやかに
- 3 国の生活保護基準の引き下げで、町の施策は
- 4 町の宝、岩内町文化財保護について

1 岩内町民の命を守る防災について

日本共産党岩内町議団を代表して一般質問を行います。

1つ、岩内町民の命を守る防災について。

岩内町の住民には、防災ハンドブックや原子力防災のしおりが配られていて、最近の気候変動には気がかりなことも多く、災害に備えようと住民の関心は高いのですが、1つ、防災ハンドブックや原子力防災のしおりは保存版になっていて大切なものですが、内容の周知については、十分だと思っていますか。

2つ、北海道が出した防災計画の修正に基づき、今回の岩内町の修正案は、住民にはどのように周知の徹底を図りますか。

3. 災害の備えには、個々人がすること、家族でしておくこと、地域で備えておくことなどがあると思いますが、それぞれに重要なことは。

4. 町内会や自治会は、災害にも重要な力を発揮すると思いますが、自治会の数と加入世帯割合は。

5. 現在ある自治会で、防災の周知と時間や曜日や季節を変えての避難訓練が必要ではありませんか。

6. 町内会などの自治会への加入を勧めながら、加入されない方へはどのような方法で防災の周知と避難訓練をしますか。

7. 防災教育や避難の練習は、自主的に自治会などの地域や学校で話し合い、交流もかねて、創意工夫して楽しく身につくようにするには、何が大切ですか。

8. 特に泊原発に近い岩内町の住民は、自然災害への備えだけではなく原発事故との複合災害にも備えが必要ですが、毎年原子力防災訓練は、国と北海道と数十名の町民参加で終えています。この程度で十分と考えていますか。

9. 東日本大震災で複合災害を受けた福島県の大葉町や大熊町へ職員を派遣して、教訓を学び、防災教育や避難訓練に取り入れる考えはありますか。

【答 弁】
町 長：

岩内町民の命を守る防災について9項目のご質問であります。

1項めは、防災ハンドブックや原子力防災のしおりは保存版になっていて大切なものですが、内容の周知については、十分だと思っておりますか、についてであります。

防災ハンドブック及び原子力防災のしおりにつきましては、住民の方に普段から目にさせていただくとともに、いざという時に活用していただけるよう保存版という形で全戸配布しており、防災ハンドブックにつきましては、町のホームページにも掲載しているところであります。

また、防災訓練や防災研修会などを通じて、これらの内容の周知に努めているところであり、一定程度のご理解はいただいていると考えておりますが、防災に関連する様々な機会を捉えて、更なる内容の周知に努めてまいります。

2項めは、北海道が出した防災計画の修正に基づき、今回の岩内町の修正案は、住民にはどのように周知の徹底を図りますか、についてであります。

岩内町地域防災計画修正案につきましては、6月26日開催予定の岩内町防災会議にご協議申し上げ、その後、パブリックコメントを実施して、広く意見を募ってまいります。

そして、岩内町地域防災計画が修正決定いたしましたら、ホームページや広報紙などにより、住民に広く周知してまいります。

3項めは、災害の備えには、個々人がすること、家族でしておくこと、地域で備えておくことなどがあると思っておりますが、それぞれに重要なことについては、

災害に備えすべき事には様々なものがあり、いずれも重要なものとなっておりますが、特に重要なものとしては、個々人がすることとしては、災害時に取るべき行動を確認し把握しておくこと、家庭でしておくこととしては、災害を想定して家族で話し合いなどをしておくこと、地域で備えておくこととしては、地域住民が互いに助け合う関係を築いておくことであると考えております。

4項めは、自治会の数と加入世帯割合は、についてであります。

平成30年1月末現在の町内会・自治会の数は、97団体であり、加入世帯割合は66%となっております。

5項めは、現在ある自治会で、防災の周知と時間や曜日や季節を変えての避難訓練が必要ではありませんかについてであります。

防災訓練や防災研修会については、町が主催で実施するものもありますが、これにつきましては、訓練想定や、訓練対象地区を設定し、訓練対象地区の町内会・自治会などとも話し合った中で、訓練日や訓練時間を設定しており、できるだけ多くの住民が訓練に参加できるよう配慮しながら実施しているところであります。

今年度についても、訓練想定や訓練対象地区なども工夫し、できるだけ多くの住民が参加できるよう、訓練日や訓練時間などについて町内会・自治会と十分協議した中で実施してまいります。

また、町内会・自治会が主体的に行う防災研修会や防災訓練については、その開催を積極的に支援するため、実施計画の立案や講師派遣など、町として可能な限り協力していきたいと考えております。

6項めは、町内会などの自治会への加入を勧めながら、加入されない方へは

どのような方法で防災の周知と避難訓練をしますか、についてであります。

町内会・自治会へ加入されない方への防災の周知と避難訓練については、防災行政無線、広報紙、ホームページなど、様々な広報媒体を活用して防災情報を周知していくとともに、防災訓練については、訓練対象地区の住民に対して、訓練への参加を促していきたいと考えております。

7項めは、防災教育や避難の練習は、自主的に自治会などの地域や学校で話し合い、交流もかねて、創意工夫して楽しく身につくようにするには、何が大切ですかについてであります。

防災教育や防災訓練については、参加者自身が、自らの生命、身体及び財産を災害から守ることに繋がるという意識を持つことが、何よりも大切であるとと考えております。

8項めは、毎年の原子力防災訓練は、国と北海道と数十名の町民参加で終わっています、この程度で十分と考えていますか、についてであります。

原子力防災訓練については、防災関係機関の連携と、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図ることを目的に実施しております。

この原子力防災訓練では、緊急時の防護措置の手順確認に必要となる人員を配置し、訓練想定の中で住民の方についても参加いただいているところですが、防災体制の整備に、終わりや完璧はないとの認識のもと、防護措置の実施体制の継続的な充実・強化に取り組んでまいります。

9項めは、東日本大震災で複合災害を受けた福島県の大葉町や大熊町へ職員を派遣して、教訓を学び、防災教育や避難訓練に取り入れる考えはありますかについてであります。

防災教育に関する町独自の取組としては、昨年10月18日に福島県川内村の元職員を招き、防災業務に従事する町職員を対象とした職員研修を実施したところであります。

また、原子力防災訓練としては、東日本大震災を踏まえ、原子力災害対策指針が制定され、北海道地域防災計画原子力防災計画編や、泊発電所周辺地域原子力防災計画も大きく修正されたところであり、これらの計画に基づき、毎年実施している原子力防災訓練については、東日本大震災の教訓を反映したものであり、複合災害を想定した訓練についても実施してきているところであります。

これらのことから、現時点において大葉町や大熊町への職員の派遣については、考えていないところあります。

< 再 質 問 >

1、町内会・自治会は97団体で加入世帯割合は66%のこと。この中で、町内会・自治会が主体的に、ここ数年で、防災研修会や防災訓練を実施している町内会・自治会は。

2、原子力防災訓練は、ここ岩内町の住民にとって大変大事なことで、防災関係機関の連携と防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図ることを目的に実施するとしているが、住民置き去りではありませんか。

【答 弁】

町 長：

岩内町民の命を守る防災について、2項目のご質問であります。

1項めは、ここ数年で、主体的に防災研修会や訓練をしている町内会・自治会はありますか、についてであります。

平成27年4月1日以降で、主体的に防災研修会や訓練を行っている町内会・自治会は、町で把握しているものは、1団体であります。

2項めは、原子力防災訓練は、防災関係機関の連携と防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や防災対策に関する理解促進を図ることを目的に実施しているとしているが、住民置き去りではありませんか、についてであります。

原子力防災訓練については、住民の安全を守るための訓練であり、住民の方に対しても、訓練への参加や、防災行政無線や広報車による広報訓練により、原子力防災に対する理解促進を図っているところであります。

この原子力防災訓練では、緊急時の防護措置の手順確認に必要となる人員を配置しており、防災体制の整備に終わりや完璧はないとの認識のもと、防護措置の実施体制の継続的な充実・強化に取り組んでまいります。

< 再々質問 >

1、平成27年4月1日以降、自主的に防災研修会や訓練を行っている町内会・自治会は1団体との答弁ですが、地域の特性を理解しているのは、その地域の住民なので、自主的な防災研修や訓練で力をつけていけるように、町は取り組むべきではありませんか。

1つ、原子力防災訓練に関して、答弁、再答弁と同じことを繰り返しているが、緊急時の防護措置の手順の確認が中心で、全住民にとって、安心、納得のできるものになってはいないのではないですか。

【答 弁】

町 長：

岩内町民の命を守る防災について、2項目のご質問であります。

1項めは、町内会・自治会の自主的な防災研修で力をつけていけるように町は取り組むべきではありませんか、についてであります。

町としては、開催を積極的に支援するため、実施計画の立案や講師派遣など、町として可能な限り協力していきたいと考えております。

2項めは、緊急時の防護措置の手順確認が中心で、住民にとって安心・納得のできるものになってはいないのではないですか、についてであります。

原子力防災訓練については、住民の安全を守るための訓練であり、継続的に実施することが重要であり、地域住民の参加を得ながら、さらなる防護措置の実施体制の充実・強化に取り組んでまいります。

2 地域公共交通ノッタラインの運行路線の拡大と見直しをすみやかに

岩内町地域公共交通活性化協議会における地域公共交通確保維持改善事業の概要では、事業実施の目的・必要性について、住民ニーズに合った、新たな交通サービスの提供と公共交通の利用拡大を行うことで、住民がより安全で安心な暮らしを実現するための交通環境を確保することを目指すとし、事業の今後の改善点では、利用者数の少ない8便のニーズを分析し、減便を含めたダイヤ改正を検討する。

岩内円山線廃止に伴い、町内の一部において公共交通に空白地域が生ずることから、住民ニーズを分析し、運行ルートの変更を検討する。

住民を対象とした利用意識の向上を実施し、利用促進を図る、と平成29年度事業の自己評価をしています。

この自己評価に対して地方運輸局における二次評価結果は、引き続き、広報活動や住民に対する利用意識の向上を実施されるとともに、住民ニーズの把握・分析に努め、岩内町地域公共交通網形成計画に沿って、より一層の利用促進策の推進を期待する、自己評価のとおり、事業は適切に実施されているとした。

平成30年第1回定例会で共産党議員団は、岩内円山線廃止に伴うノッタラインの路線拡大を切実に願う住民の声を町長に届けその実現に全力を注ぐよう求めた。

そこで、町長は、第15回岩内町地域公共交通活性化協議会を開催し、岩内円山線の廃止による町内の一部において公共交通の空白地域が生ずることから、今後の運行ルート見直しについて、協議会の中で審議するよう協議を行っているが答弁しているが議事録を読むと事務局からの報告だけで協議はしていません。

協議会の何処で審議がされているのか。

町長は連携会議をできるだけ早い時期に円山周辺の各施設と、ヒアリングを行い、設置に向けた準備を進めてまいりたいと考えているとしたがヒアリングは行われたのか。

ヒアリングでは何が話されたのか。意見・要望は出されたのか。

連携会議と活性化協議会の位置づけはどのようなものなのか。

岩内温泉利用を楽しみにしている住民、円山地域では温泉ばかりではなく、町が健康増進もかねた施設、森林公園の散策、増設されるパークゴルフ場利用など円山地域を一巡する路線拡大を願う住民の要望に協議会はスピード感を持って答えていない。

事務局はどのように住民ニーズに向き合った新たな交通サービスの協議を進めていくつもりなのか。

利用者数の少ない8便の減便を含めたダイヤ改正、岩内円山線廃止に伴い空白地域が生じることから住民ニーズを分析し運行ルートの変更を検討すると自己評価しているが、住民ニーズの分析方法は。広報への折り込みなどで住民アンケートを取って広く意見を求め併せてノッタライン運転士の現場の話聞くことが大事ではないのか。

バス路線と競合していることで走れなかった野東団地や敷島内方面、御崎、大和への路線拡大など要望に応えるべきではないのか。

倶知安町を走るじゃがりん号は14人乗りのマイクロバスですが、バス路線と

なる国道を避けて、国道を横断しながら網の目のように住宅地を回り国道バス路線にはバス停を置かず住民要望に応じています。

バス停も住宅の壁やゴミステーションの金網などに時刻表を貼り付け簡易な物で冬季間除雪の負担を軽減するよう設置されている。

また、バスは町内のすべての病院、歯科医院・耳鼻科医院、すべての団地、スーパーなど全カ所を回り、乗車は決められた停留場からですが降車は交通安全上の国道、店舗施設駐車場内フリー降車を除いて何処でも降車できます。降りるのは自分の家に一番近いところのようで100円の乗車料金で住民から喜ばれ運転士も利用する地域の住民と顔なじみになり誇りを持って仕事をしています。

協議会は、住民を対象とした利用意識の向上を実施し、利用促進を図るのであれば乗車は決められた停留場からですが降車は国道を除いてルート上で安全な場所であれば何処でも降りられるフリー降車に改善し利用促進を図ってはいかがか。

お得な定期券、1カ月乗り放題の発券などのサービス提供も必要ではないのか。

利用者数の少ない8便の減便を含めたダイヤ改正では、1年かけて走行した中で時間帯・祝祭日・土曜など利用しない降車場所がある事や住民から誰も乗っていないなど心配する声があがるなど乗降場所によって統計的に乗車傾向が把握されていることから、現行、日曜日の1便・8便は運休です。町内一巡に1時間20分かかっている運行を、平日でも8便の役場、協会病院など降車がないところを抜かしたり時間帯により乗車が少ない便を快速便として一巡の時間を短縮して運行するなど、時間がかかるといふ住民意見に対し快速便の導入で利便性を考えてはいかがか。

円山温泉へのルート拡大に民間の空き送迎バスなどが利用できないのであれば、快速便を取り入れ短縮した時間を岩内円山線ルートも組み入れ円山一巡の運行で温泉やパークゴルフ場・森林公園への住民の足を確保し運行ルートの改正・利用促進に取り組む必要があるのではないのか。

町長は、バス路線廃止に伴う今後の対応の1つとして、観光振興の観点では、今後、円山エリアにおけるリゾート開発により、外国人旅行者の増加も期待される中で、路線バスに替わる、新たな交通形成の検討も必要と認識しているのであれば地域公共交通確保維持改善事業に掲げる、公共交通を軸としたまちづくりによる地域活性化を図るとともに、住民がより安全で安心な暮らしを実現するための交通環境を確保することを目指すことが事業の目的や必要性であり、速やかにスピード感を持って路線の拡大と見直しを行うべきではないのか。

【答 弁】

町 長：

地域公共交通ノッタラインの運行路線の拡大と見直しをすみやかに、について、10項目のご質問であります。

1項めは、町長は、第15回岩内町地域公共交通活性化協議会を開催し、今後のルート見直しについて、協議会の中で審議するよう協議を行っているかと答弁しているが、協議会の何処で審議されているのか、についてであります。

第15回岩内町地域公共交通活性化協議会での審議につきましては、議案第1号、平成29年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価案の中で、事業の今後の改善点の1つとして、今後、協議会の中で審議するよう提案し、承認をいただいたところであります。

2項めは、町長は、連携会議をできるだけ早い時期に円山周辺の各施設とヒアリングを行い、設置に向けた準備を進めてまいりたいと考えているとしたが、ヒアリングは行われたのか、ヒアリングでは何が話されたのか、意見・要望は出されたのか、についてであります。

現在までに、開催目的や実施時期などについて、関係する事業者と各々ヒアリングを行い、調整しているところであり、今後、更にヒアリングを重ねる中で、協議テーマや会議の進め方などについて意見交換を行うこととしております。

なお、事業者側からは、リゾート開発や観光施設の管理一元化が進む中で、周辺の関係機関が連携していくことの必要性や重要性について、ご理解をいただいているところであります。

3項めは、連携会議と活性化協議会の位置づけは、どのようなものなのか、についてであります。

連携会議は、円山エリアにおける観光施設の管理一元化及びリゾート開発の流れを受け、行政と民間事業者等との連携及び事業者間の連携を図るため、任意で形成するものであります。

岩内町地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通網形成計画の素案作成及び実施に関し、必要な協議を行うため設置された法定協議会となっております。

4項めは、円山地域を一巡する路線拡大を願う住民の要望に協議会はスピード感を持って答えていない、事務局はどのように住民ニーズに向き合った新たな交通サービスの協議を進めていくつもりなのかと、9項めの、快速便を取り入れ短縮した時間を岩内円山線ルートも組み入れ、円山一巡の運行で温泉やパークゴルフ場、森林公園への住民の足を確保し、運行ルートの改正・利用促進に取り組む必要があるのではないのか、については関連がありますので、あわせてお答えいたします。

円山地域を一巡する新たな交通サービスの進め方につきましては、観光振興の観点から組織される連携会議での検討内容、今後のリゾート開発やパークゴルフ場の増設などの新たな要因による需要予測、アリスの里に定住する住民の高齢化の進展による需要などを、しっかりと踏まえながら、需要に見合った新たな交通形成のあり方について、岩内町地域公共交通活性化協議会の中で検討を進めていく必要があると考えているところであります。

5項めは、住民ニーズの分析方法は、広報への折り込みなどで住民アンケートを取って広く意見を求め、併せてノッタライン運転士の現場の話聞くこと

が大事ではないのか、についてであります。

住民ニーズの分析方法につきましては、これまでも私の思い、電話や役場窓口での対応、町のホームページへの投稿などで、利用者からの自由な意見や要望を受けており、特に公共交通に関するニーズ把握のため、本年3月からは目安箱を役場と岩内バスターミナル待合室に設置するなど、利用者の生の声と実際の需要傾向を、運行事業者と情報共有を図りながら、事業の確保・維持・改善に努めているところであります。

6項めは、バス路線と競合していることで走れなかった野東団地や敷島内方面、御崎、大和への路線拡大など要望に応えるべきではないのか、についてであります。

ノッタラインの路線拡大及び見直しにつきましては、現在、全体の停留所配置のバランスや各停留所の乗降人数の需要傾向、利用者からの意見・要望などの各種情報の整理を進めているところであり、その中で、旧岩内円山線の運行ルートであった野東団地周辺に係る見直しにつきましては、停留所の箇所数や位置、実施時期などを、運行事業者と具体的に検討している段階であります。

したがいまして、これらの路線見直しに係る条件が揃った段階において、岩内町地域公共交通活性化協議会での議論を踏まえ、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、その他の路線拡大・見直しにつきましては、地域公共交通にとって最も重要なテーマである持続可能な観点を十分に踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

7項めは、乗車は決められた停留所からですが降車は国道を除いてルート上で安全な場所であれば何処でも降りられるフリー降車に改善し、利用促進を図ってはいかがか、お得な定期券の発券などのサービス提供も必要ではないのか、についてであります。

フリー降車や定期券の発券などの利用促進策の導入につきましては、他地域での成功事例はあるものの、安易に模倣するだけでは、ダイヤの乱れが生じて路線バスに乗り換えができないといったトラブルや、運行収入の減少による運行経費全体収支へのマイナス面などについて、実施している自治体からの情報もあることから、様々な視点から影響を考慮しなければならないものであり、今後の課題として認識しているところであります。

8項めは、時間がかかるという住民意見に対して快速便の導入で利便性を考えてはいかがか、についてであります。

快速便の導入につきましては、各停留所の乗降人数の需要傾向や利用者からの意見・要望、更には、全体ダイヤの中でのバランスなどを十分に勘案する必要があり、今後の課題と認識しているところであります。

10項めは、地域公共交通確保維持改善事業に掲げる、公共交通を軸としたまちづくりによる地域活性化を図るとともに、住民がより安全で安心な暮らしを実現するための交通環境を確保することを目指すことが事業の目的や必要性であり、速やかにスピード感を持って路線の拡大と見直しを行うべきではないのか、についてであります。

公共交通を軸としたまちづくりによる地域活性化には、町、交通事業者、地域住民など、地域公共交通に係る関係者全員が共同経営者であるとの自覚が大変重要なことであると認識しております。

こうしたことから、これからの地域公共交通の確保・維持・改善の進め方に

つきましては、利用者からの意見・要望に対し、迅速に対応することも大切ではありますが、多様な住民ニーズをすべて網羅する地域公共交通の確保は、現実的に困難でありますので、地域経営の一環として考える観点が重要であり、最終目標としてまちづくりや地域活性化、更には、安全・安心な暮らしに繋がる、持続可能な地域公共交通の実現に向けて、取り組んでいかなければならないものと考えております。

したがって、引き続き、地域の特性や交通サービスの実現性、住民ニーズとのバランスなどを十分に見定めながら、岩内町地域公共交通活性化協議会での合意形成を図りつつ、地域に合った地域公共交通のあり方を考えてまいります。

< 再 質 問 >

今後の運行ルートの見直し、15回協議会の中で審議するよう提案し承認を得た連携会議で調整しているとしていますが、いつ調整が終わり、提案に基づいて審議が行われるのか。

町民は、早く対応してほしいと考えているが、スピード感を持ってという要望を、どう考えているのか。

全体としては、出した要望に対して検討してまいりたい、フリー乗車に対しては、安易に模倣するだけではなくと切り捨てているが、ほかの自治体のコミュニティバス乗車に、乗車して、その利便性を実際に体験してそう思っているのか。

快速便についても、今後の課題としているが、住民要望に沿って具体的にシミュレーションを行い、実現の方向に進むことが必要ではないのか。

多様なニーズをすべて網羅することが、現実的に困難としているが、こうした困難をどのように住民要望に沿って実施させるのかが協議会の方向ではないのか。

住民要望にこたえるよう、スピード感を持って真摯に取り組むべきことはないのか。その姿勢が見えませんが、どのようにスピード感を持って進めるのか。

【答 弁】

町 長：

地域公共交通ノッタラインの運行路線の拡大と見直しをすみやかに、について、2項目のご質問であります。

1項めは、今後の運行ルートの見直しについて第15回岩内町地域公共交通活性化協議会の中で、審議するよう提案し、承認を得た、連携会議で調整している、としていますが、いつ調整を図り、提案に基づいて審議が行われるのか、スピード感を持ってという要望をどう考えているのか、フリー乗車に対しては安易に模範するだけではなくと切り捨てているが、他の自治体のコミュニティバスに乗車して、その利便性を実際に体験してそう思っているのか、快速便についても今後の課題としているが、住民要望に沿って、具体的にシミュレーションを行い実現の方向に進む事が必要ではないか、についてであります。

町といたしましては、なるべく早期に連携会議を開催できるよう、各事業者と継続して協議してまいります。

また、岩内町地域公共交通活性化協議会につきましては、現在、全体の停留所配置のバランスや、各停留所の乗降人数の需要傾向、利用者からの意見・要望などの各種情報の整理を進めているところであり、これらの条件が揃った段階において、岩内町地域公共交通活性化協議会の中での議論を踏まえ、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、フリー乗降の実際の体験につきましては、現状のノッタライン乗降方式について、これまでの岩内町地域公共交通活性化協議会等での議論や、先進地視察での事例等を参考に、形づくられたものであります。

さらに、快速便につきましては、シミュレーションを含めた全体ダイヤの中でのバランスなどを十分に勘案する必要があり、今後の課題と認識しているところであります。

2項めは、多様な住民ニーズをすべて網羅することは、現実的に困難とするが、こうした困難をどのように住民要望に沿って実現させるのが協議会の方向性ではないのか、住民要望に応えるようスピード感を持って、真摯に取り組むべきではないのか、その姿勢が見えませんが、どのようにスピード感を持って進めるのか、についてであります。

町は地域公共交通の持続が何よりも重要な事であると考えており、国が報告している事例にあるように、利用する住民との調整不足や無理な運賃設定が財政的にも圧迫し、失敗の要因となるため、引き続き地域の特性や交通サービスの実現性、住民ニーズとのバランスなどを十分に見定めながら、岩内町地域公共交通活性化協議会での合意形成を図りつつ、地域に合った地域公共交通のあり方を考えてまいります。

< 再々質問 >

1つ、再質問ではフリー降車について模倣するだけでなくと聞いているのに、フリー乗車に対して安易に模範するだけでなくとして、降車を乗車、模倣を模範として答えているが、質問をしっかりと聞いて、答えているのですか。再度、答弁を求めます。

1つ、協議会や連携会議で、すみやかに話し合い、住民ニーズに即した路線の拡大、見直しを行っていただきたい。次の16回協議会の中では、目鼻をつけて進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

【答 弁】

町 長：

地域公共交通ノッタラインの運行路線の拡大と見直しをすみやかに、について、2項目のご質問であります。

1項めは、フリー降車について、質問をしっかりと聞いて答えているのですか、再度、答弁を求めます、についてであります。

フリー降車については、安易に模倣するだけではなく現状のノッタラインの降車方式について、これまでの岩内町地域公共交通活性化協議会等での議論や、先進地視察での事例等を参考に、形づくられたものであります。

2項めは、次の16回協議会の中では、目鼻をつけて進めていただきたいと思いますが、いかがですか、についてであります。

利用者からの意見・要望に対し、迅速に対応することも大切ではありますが、地域公共交通の持続が何よりも重要であり、引き続き地域の特性や交通サービスの実現性、住民ニーズとのバランスなどを十分に見定めながら、岩内町地域公共交通活性化協議会での合意形成を図りつつ、地域に合った地域公共交通のあり方を考えてまいります。

3 国の生活保護基準の引き下げで、町の施策は

安倍政権は、生活保護法などの改定法を6月1日、参院本会議で可決、成立させました。

2018年10月から2020年の3年間で食費や水道光熱費にあてる生活扶助費を最大5%削減し、ひとり親世帯に支給される、母子加算も減額されます。

教育扶助費、学習支援費なども見直し、年間210億円の削減をして生活保護世帯の7割に影響が出ることになります。

5年ごとの見直しで、2013年の生活扶助基準の引き下げ最大10%に続く大改悪です。

生活保護は、憲法25条に明記された国民の生存権を保障する最後のセイフティーネットです。

生活保護費を削減することは、住民税、保育料、介護保険料、就学援助や最低賃金などで、低所得世帯の生活を一層苦しめることになります。

1つ、要保護世帯への就学援助について、小学生、中学生のそれぞれへの影響は。

2つ、高校生や大学生への影響は。

3つ、岩内町は単独で、現在、準要保護世帯を生活保護基準比1.2にしています。

2013年度の国の生活扶助基準の引き下げの際にも削減前の水準で取り組まれてきましたが、国の生活保護費削減が実施される10月からはどのように取り組みますか。

4. ますます子育てが苦しくなる子育て世帯への支援策について。

今年度の奨学生は、何人ですか。

給付の奨学金制度を作りませんか。

学校給食を無料にするには財政問題が大きいですか。それ以外の問題は。

給付の奨学金にするには、今の岩内町の奨学金制度でいくらかかりますか。

5. 保育料の階層区分の変更をする考えはありますか。それはいつからですか。

6. 町営住宅の家賃の減免や徴収猶予の基準額の変更をする考えはありますか。それはいつからですか。

7. その他の町民生活への影響は何がありますか。

その他に、10月から実施される生活保護の改正法は、生活保護利用者のみに後発医薬品の利用を原則化して生活保護利用者を差別している問題があります。

また、払いすぎた生活保護費の返還については、生活保護費から強制的に取り立てができるようになっていきます。そして、無料低額宿泊所などを生活保護利用者の恒久的な受け皿としています。

国連の人権専門家からは、安倍政権の生活保護基準の引き下げについて、最低限の社会保障を脅かすもの、ますます多くの人を貧困に陥れることになることと警告されています。

8. 岩内町は、生活保護申請の窓口ですが、職員には、住民の生活を守る立場で親切に行き届いた対応がもとめられています。

困難な点や課題はどのようなことがありますか。

【答 弁】

町 長：

国の生活保護基準の引き下げで、町の施策はについて、8項目のご質問であります。

2項めは、高校生、大学生への影響は、についてであります。

今回の生活保護基準の見直しについては、国からの正式な通知がないことから、生活保護関係全国係長会議資料によりますと、現行では中学生までが対象であった児童養育加算が高校生まで拡大され、教育扶助・高校等就学費では、クラブ活動費を実費支給化した上での上限額の拡大や入学準備金の増額、高校受験料支給回数の拡大等が行われております。

また、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として、新たに一時金を支給するなど、高校生、大学生に限っては支援の拡大も見受けられることから、総体的には大きな影響はないと考えております。

5項めは、保育料の階層区分の変更をする考えはありますか、それはいつからですかについてであります。

町の保育料の階層区分につきましては、国の基準に基づき、第1階層から第8階層までの8区分により設定しているところであります。

この度の生活保護基準の見直しに伴い、国は他制度に生じる影響についての対応方針を発表しており、その中で保育料については、生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応するとしておりますので、具体的な時期は示されておりませんが、今後、国における保育料の基準の見直し等に応じ、対応してまいります。

6項めは、町営住宅の家賃の減免や徴収猶予の基準額の変更をする考えはありますか、それはいつからですかについてであります。

岩内町営住宅条例及び岩内町営住宅条例施行規則において、町営住宅の家賃を減免するにあたっては、基本的には、生活保護法の規定による保護基準月額を家賃の減免基準としており、また、徴収猶予につきましては、猶予できる要件を定めておりますが、現段階において、これを変更する考えはなく、今後においても、入居者の公平性・公正性が保たれるよう、現行制度の適切な運用に努めてまいります。

7項めは、その他の町民生活への影響は何がありますかについてであります。

生活保護基準の見直しによる町民生活への影響につきましては、現段階において、国からの具体的な通知がなされていないため、町としては、北海道を通じ、金額的影響や他制度に生じる影響などを確認している段階でありますので、その他への影響は把握できる状況にはありません。

8項めは、職員には住民の生活を守る立場で親切で行き届いた対応が求められております、困難な点や課題はどのようなことがありますかについてであります。

社会福祉事務所を設置していない本町は、生活保護法に基づき、実施機関への保護の通報や保護申請書の送付などの事務を行うこととされております。

これらの事務を執行する中では、相談者との対応や実施者からの実態調査など、難しい場面もありますが、法に基づき、町としての責務を適正に実施するよう心掛けております。

【答 弁】

教育長：

教育委員会に関する部分について、私からお答えいたします。

1項めは、要保護世帯への就学援助について、小学生、中学生のそれぞれへの影響は、についてであります。

要保護世帯の認定となる世帯は、生活保護の受給を受けている世帯となることから、就学援助制度に関する、影響を受ける世帯はありません。

3項めは、国の生活保護費削減が実施される10月からは、どのように取り組みますか、についてであります。

本年10月から実施される、生活保護基準の見直しに伴い、影響が懸念される世帯への対応につきまして、現時点では、文部科学省や北海道教育委員会から、方向性等は示されていないことから、教育委員会としての対応方針につきましては、決定しておりません。

こうしたことから、今後、準要保護世帯認定の基準となる数値が国から示された段階で、直ちに生活保護基準の見直しに伴う影響を把握し、影響を受ける世帯の状況等を総合的に判断した中で、経済的理由により児童生徒の就学が困難とならないよう、就学援助制度の趣旨に基づいた適切な運用について、慎重に検討を進め、今後の対応を決定してまいりたいと考えております。

4項めは、ますます子育てが苦しくなる子育て世帯への支援策についてであります。

はじめに、今年度の奨学生は何人ですか、についてであります。

教育委員会では実施している奨学金制度の平成30年度利用者数は、高校生1名、専門学校生1名となっております。

次に、給付の奨学金制度を作りませんか、についてであります。

教育委員会といたしましては、国が進めている給付型奨学金制度の状況を注視し、他の自治体の例などを参考に、岩内町奨学金条例の見直しに向けた検討を進めているところでありますが、成績基準の設定や他の奨学金との併用に関する問題、安定的な財源確保の問題等により、対象者が限定されることが想定される状況となっております。

こうしたことから、今後につきましても引き続き、国が進めている消費税率引き上げに伴う教育無償化や、先進地の取組に関する調査を進め、奨学金を希望する者の立場に立った、奨学金制度のあり方に向けた検討を、進めてまいりたいと考えております。

次に、学校給食を無料にするには財政問題が大きいですか、それ以外の問題は、についてであります。

平成30年5月末現在で町内の小中学校に在籍する、全児童生徒数から、国及び岩内町就学援助制度により、給食費の全額支援が行われている、要保護世帯と準要保護世帯を除いた児童生徒に対して、給食費無償化を実施した場合、準要保護世帯に援助している給食扶助費を除く、給食費としての教育予算額は小中学校合わせて、約2,800万円が見込まれることから、給食費無償化の導入に向けた、財政問題は大きいと認識しております。

また、給食費無償化の導入に向けた、それ以外の問題はございません。

次に、給付の奨学金にするには、今の岩内町の奨学金制度でいくらかかりますか、についてであります。

岩内町奨学金条例の規定では、高等学校、短期大学及び専修学校に進学する

場合には、月額1万円、大学に進学する場合は月額2万円となっており、平成30年度予算では、高等学校、短期大学及び専修学校へ就学する者4名分として、48万円、大学へ就学する者2名分として、48万円、合わせて96万円の計上となっております。

< 再 質 問 >

1つ、準要保護世帯認定は、10月以降も生活保護基準比1.2を実質的に維持できるように対応していただけるよう要望しておきます。

1つ、とりあえず、岩内町奨学金条例で、これを給付にするのは96万円としております。これを生み出し、若者のUターン対策にする考えはありますか。

※再質問中、1項めについては要望のため、町長答弁はしていません。2項めの質問については、最初の質問との関連がないため、教育長答弁はしていません。

4 町の宝、岩内町文化財保護について

郷土館が所蔵している扁額の裏に幕末の探検家松浦武四郎の真筆とされる署名が、三重県松阪市にある松浦武四郎記念館の鑑定で筆跡などから真筆と評価された。

松浦武四郎が、北加伊道など6提案した中の1つを北海道と命名してから150年になる節目の時に郷土館所蔵の扁額が文化財的にも非常に価値が高いとされた。

岩内町文化財指定規則、6条3項には文化財の調査を容易ならしめるために岩内町内の文化財研究団体の協力を得て教育委員会に文化財指定候補物件調査簿を備えると規則で定められています。

岩内町文化財に指定された有形文化財は昭和44年7月1日、帰厚院阿弥陀如来大仏像、昭和47年11月3日、一本柳。無形文化財は、昭和58年7月5日、岩内赤坂奴保存会の3件ですが、文化財指定候補物件調査簿では有形・無形・民俗文化財、記念物は何点指定候補物件としてあるのか。調査簿にどのような物件が何件記載されているのか。

平成29年1月6日から2月28日の期間で文化的資源の掘り起こしを目的に資源の募集を行ったが、有形・無形・民俗文化財、史跡名勝天然記念物等の提出件数が何件あったのか。

住民などから郵送、ファックス、メール、電話で寄せられた文化財指定にどの情報は、どのように取り扱い、今後の文化財候補物件として教育委員会の対応はどのように考えているのか。

岩内町文化財指定は昭和44年、47年、58年と指定されているが、それ以降35年間、新たな指定が行われていません。

岩内町文化財保護審議会規則では審議会を会長が招集としているが、審議会は過半数以上の委員の出席がなければ開くことはできないとあります。

文化財保護条例の中には文化財保護審議会の人数が記載されているが文化財保護審議会規則の中には審議会委員の人数が明記されていないがなぜか。

文化財指定になった44年、47年、58年の審議会委員は何名で構成されていたのか。

この時、教育委員会は審議会に何度諮問したのか。

現在審議会委員は何名で審議会は直近ではいつ、過去5年間では何回行われたのか。

年号が平成に移行してから審議会は何回行われたのか。

平成14年以降、教育委員会が審議会に諮問した回数は。

昭和58年以降、審議会の中で文化財指定に至らなかった理由は。

審議会委員は学識経験者の中から教育委員会が委嘱することになっているが、学識経験者の中で文化財指定に反対する委員が多いということか。

この規則は昭和51年4月1日から施行とあり、42年経過しているが規則の改正も含めて町の文化財を指定する文化財保護審議会が権威を持って文化財に指定し、教育委員会が審議会の意見を実現できるよう取り組む必要があるのではないのか。

諮問機関の場合は諮問したものに対して、意見を述べるだけで、答申に対して行政機関が拘束されることはない諮問機関の制度だが、岩内町文化財保護条例第

38条所掌事務では、審議会は、教育委員会の諮問に対して文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議すると規定している。

過去に諮問ではなく建議は何件あったのか。

答申に対して行政機関が拘束されることはないとして現在まで指定が3件であれば、別に岩内町文化財指定委員会を設置し定期的に委員会を開催し町や教育委員会に建議を行えるよう文化財保護の立場から検討する必要があるのではないのか。

審議委員会の委員の意見は十分尊重されていると考えているのか。

所蔵されていた松浦武四郎が署名した扁額が文化的にも非常に価値が高いと評価されているが郷土館の歴史的資料としてどのように管理・分類・保管されていたのか。

他の資料や収集された所蔵品の管理・保管状況は。

扁額は6月1日から30日まで松浦武四郎記念館で展示、7月7日から郷土館での公開と報道されたが、こうした文化財の調査や考察は審議会で行うのか。

どのように、何処で取り組まれているのか。

平成27年第1回定例会、佐藤英行議員の質問で、岩内町指定文化財と指定するためには、教育委員会からの諮問に応じて開催される、審議会で見解を聞きその答申に基づき教育委員会が決定。文化財の検討にあたっては過去に教育委員会として調査を実施したが個人の所有で諮問に至らなかったと答えています。

熊野明記の扁額の裏に幕末の探検家松浦武四郎の真筆は、武四郎のエピソードが残る地域は道内にたくさんあり、文書も存在する、しかし、武四郎が訪れた痕跡を裏づける現物が現地に残っているのは聞いたことがない、北海道博物館館長と、熊野権現社から島野神社を経て郷土館が所蔵しているものです。

また、帰厚院から寄贈された、1905年、横浜西川オルガン製造の国産最古のリードオルガンは横浜開港資料館収蔵の最古と言われていた国産オルガンより4年も前に製造されたもので多くの人達の手を経て綺麗に修復されコンサートも開ける貴重な有形文化財でこれも郷土館が所蔵しているものです。

オルガンは審議会が岩内町や郷土館の主力になるような文化財であり指定文化財答申が出ていると思いますがいつ指定するのか。

また、今後、扁額も指定文化財に諮問されることと思うが審議会にいつかけるのか。

郷土館運営で所蔵物の管理、整理、時代考察など行い、保護条例の目的にもうたわれている岩内町の文化財の保護として、岩内町住民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献するためには専門の知識を持つ学芸員の配置。

郷土館建て替えで2度の移動後の古文書や資料などの整理を進める人的配置。

資料移動、展示品の移動もかねてエレベータの設置など予算を組むべきではないのか。

郷土館の通年開館、指定管理者ではなく、経済的にも時間的にも保障された町職員の直営の施設として住民に活用され、町の宝物となる文化財の保護、歴史の発信地として運営されるべきと考えるが所見を伺う。

【答 弁】

教育長：

町の宝、岩内町文化財保護について15項目のご質問であります。

1項めは、文化財指定候補物件調査簿では、何点指定候補物件としてあるのか、調査簿にどのような物件が何点記載されているのか、についてであります。

指定候補物件としては、旧役場庁舎の玄関を改修した運上屋記念ドームなど有形、無形、民族文化財などを合わせて47件あります。

2項めは、平成29年1月6日から2月28日の期間で文化的資源の掘り起こしを目的に資源の募集を行なったが、提出件数は何件あったのか。についてであります。

文化的資源掘り起こし調査の実施により提出された件数は、6件であります。

3項めは、住民などから郵送、ファックス、メール、電話で寄せられた文化財指定にどの情報はどのように取り扱い、今後の文化財候補物件として教育委員会の対応はどのように考えているのか、についてであります。

住民の皆様から頂いた文化財にかかる情報の取り扱いについては、内容を十分精査するとともに、町の文化財指定候補として慎重に調査しながら審議会に報告し、文化財指定候補物件調査簿に記載するなどの対応が必要になるものと考えております。

4項めは、文化財保護条例の中には文化財保護審議会の人数が記載されているが、文化財保護審議会規則の中には人数が明記されていないがなぜか、についてであります。

文化財保護条例において審議会の設置や所掌事務、組織などについて規定しており、組織の中で定数を定めていることから、文化財保護審議会規則には委員定数について規定しておりません。

5項めは、文化財指定になった44年、47年、58年の審議会委員は何名で構成されていたのか、この時、教育委員会は審議会に何度諮問したのか、についてであります。

昭和44年、47年、58年当時の審議会委員はそれぞれ10名であります。

諮問回数につきましては、会議録などの関係書類を確認できないため、把握できない状況ではありますが、それぞれの年に文化財として指定しておりますので、1回は開催しております。

6項めは、現在審議会委員は何名で、審議会は直近ではいつ、過去5年間では何回行われたのか、年号が平成に移行してから審議会は何回行われたのか、平成14年以降、教育委員会が審議会に諮問した回数は、昭和58年以降、審議会の中で文化財指定に至らなかった理由は、についてであります。

現在の審議会の委員は10名で、直近では平成30年3月19日に開催しており、過去5年間では3回開催しております。

年号が平成に移行してから審議会は何回行われたのか、についてですが、関係書類を確認できる平成16年度以降で5回開催しております。

平成14年以降、教育委員会が審議会に諮問した回数につきましても、関係書類を確認できる平成16年度以降では諮問回数はありません。

昭和58年以降、審議会の中で文化財指定に至らなかった理由についてですが、関係書類を確認できる平成16年度以降では、審議会の中で文化財指定に至らなかったのではなく、教育委員会から審議会に対し、文化財指定についての諮問に至らなかったものであります。

7項めは、審議会委員は学識経験者の中から教育委員会が委嘱することになっているが、学識経験者の中で文化財指定に反対する委員が多いということか、についてであります。

学識経験者の中で、文化財指定に反対する委員が多いということについては、伺っておりません。

8項めは、規則の改正も含めて文化財保護審議会が権威を持って文化財に指定し、教育委員会が審議会の意見を実現できるよう取り組む必要があるのではないか、についてであります。

文化財保護条例において、文化財の指定については、教育委員会はあらかじめ文化財保護審議会の意見を聴かなければならないと規定しており、こうしたことから、審議会において委員から頂いた貴重なご意見を文化財指定を含む保護事業に反映するよう取り組んでいるところでもあります。

9項めは、過去に諮問ではなく建議は何件あったのか、についてであります。建議については、ありません。

10項めは、答申に対して行政機関が拘束されることはないとして現在まで指定が3件であれば、別に岩内町文化財指定委員会を設置し、定期的に委員会を開催し町や教育委員会に建議を行えるよう文化財保護の立場から検討する必要があるのではないか、審議委員会の委員の意見は十分尊重されていると考えているのか、についてであります。

現在、文化財保護審議会では、町の文化財の指定に向けた調査・審議が活発に行われており、教育委員会といたしましても、審議会から頂いた貴重なご意見を文化財保護事業に反映するよう取り組んでいるところでもあります。

こうしたことから、新たに岩内町文化財指定委員会を設置し、町や教育委員会に建議を行えるよう文化財保護の立場から検討する必要はないものと考えております。

11項めは、所蔵されていた松浦武四郎が署名した扁額が文化的にも非常に価値が高いと評価されているが、郷土館の歴史的資料として、どのように管理・分類・保管されていたのか、他の資料や収集された所蔵品の管理・保管状況は、についてであります。

松浦武四郎が署名したとされる扁額については、郷土館において以前より常設で展示しながら管理しております。

また、他の資料や収集された所蔵品についても展示しているほか、展示していないものについては、郷土館内の収蔵室に管理・保管しております。

12項めは、扁額の調査や考察は審議会で行うのか、どのように、どこで取り組まれているのか、についてであります。

扁額の調査や考察については、現段階においては、主に郷土館の指定管理者である、ぱとりあ岩内が情報を収集しながら行っております。

13項めは、オルガンは審議会が岩内町や郷土館の主力になるような文化財であり、指定文化財答申が出ていると思いますが、いつ指定するのか、また、今後扁額も指定文化財に諮問されることと思うが、審議会にいつかけるのか、についてであります。

オルガンについては、文化的資源掘り起こし調査にて提出された中の1つとして、審議会に報告しており、審議委員から町指定文化財として十分価値があるのではないかのご意見を頂いておりますが、現段階においては、審議会に対して町指定の文化財として諮問するまでには至っていない状況であります。

今後、町指定文化財として慎重に調査を進めるとともに、専門家による文献や所見などを仰ぎ、調査結果や所見などがそろい次第、審議会へ諮問するなど町指定に向けた事務を取り進めてまいります。

また、扁額につきましては、北海道の指定文化財としての可能性についても視野に入れながら、オルガン同様、調査結果や所見などがそろい次第、審議会へ諮問するなど町指定に向けた事務を取り進めてまいります。

14項めは、郷土館運営で所蔵品の管理、整理、時代考察などを行い、保護条例の目的にもうたわれている、岩内町の文化財の保護として、岩内町住民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献するためには、専門の知識を持つ学芸員の配置、郷土館建て替えで2度の移動後の古文書や資料などの整理を進める人的配置、資料移動・展示品の移動もかねてエレベーターの設置など予算を組むべきではないのか、についてであります。

郷土館の運営において、専門的知識を有し、郷土資料に関する収集や保管、展示、調査、研究などを行う学芸員の配置や、建て替えによる古文書や資料などの整理に伴う人員配置が必要であることは、認識しております。

しかし、学芸員や資料整理に伴う人員配置、さらには、エレベーターの設置につきましては、財源確保という大きな課題が生じることから、現状では難しいものと考えておりますが、関係部署や指定管理者である、ぱとりあ岩内と郷土館の管理運営に伴う種々の課題について、協議してまいりたいと考えております。

15項めは、郷土館の通年開館、指定管理者ではなく経済的にも時間的にも保障された町職員の直営の施設として住民に活用され、町の宝物となる文化財の保護、歴史の発信地として運営されるべきと考えるが所見を伺う、についてであります。

郷土館につきましては、指定管理者である、ぱとりあ岩内が、趣向を凝らした様々な企画展の開催や情報発信を行い、集客力の向上に努めるなど、適正に管理運営しております。

こうしたことから、教育委員会といたしましては、これまでどおり民間事業者のノウハウを活用した指定管理者による管理運営が望ましいものと考えております。

< 再 質 問 >

諮問回数については、会議録関係書類を確認できなかったとしたが、なぜ確認できないのか。

また、保存年数があると思うが、これは、これは永久保存ではないのか。

文化財指定についての、諮問に至らなかったのは、教育委員会が諮問する文化財を見出せなかったということか。それはなぜか。

調査や考察は、ぱとりあ岩内が情報の収集を行っているというが、古文書を読める人材、学芸員、所蔵品の整理のできる所蔵庫など必要ではないのか。

平成30年の第196回国会において、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立し、平成31年4月1日から施行されることとなりました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようになります。

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要です。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

具体的には、市町村は文化財の保存・活用に関する総合的な計画、つまり文化財保存活用地域計画を作成し、国の認定を申請できます。

計画作成等にあたっては、住民の意見の反映に努めるとともに、市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成する協議会を組織できます。

地方における文化財保護行政に係る制度の見直しでは、文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく、市町村にもおくことができることになっております。

こうした文化財保護の取り組みを、町として理解したうえでの答弁でしたか。今後、一部改正の趣旨に沿って文化財の保護を進めていく考えはありますか。

【答 弁】

教育長：

岩内町文化財保護について、3項目にわたる再質問であります。

1項めは、諮問回数については、会議録関係書類を確認できなかったとしたが、なぜ確認できないのか、また保存年数があると思うが、これは何年か、永久保存ではないのかについてであります。

この会議録の保存年限については、永久保存ではなく10年間としているため確認できないものであります。

2項めは、文化財指定についての諮問に至らなかったのは、教育委員会が諮問する文化財を見い出せなかったということか、それはなぜかについてであります。

平成16年度以前については、関係書類を確認できなかったため把握できないものであります。

また、それ以降の審議会の審議内容については、東山遺跡に関することや文化的資源掘り起こし調査などであったため、現段階においては、諮問までには至っていない状況であります。

3項めは、調書や考察は、ぱとりあ岩内が情報の収集を行っているというが、古文書を読める人材、学芸員、所蔵品の整理のできる所蔵庫など必要ではないのかについてであります。

学芸員や資料整理に伴う人員配置につきましては必要であるものと認識しておりますが財源確保という大きな課題が生じることから現状では難しいものと考えております。

< 再々質問 >

東山遺跡に関することや、文化的資源掘り起こし調査などがあって、手が回らなかったとの答弁ですが、こうしたときにこそ、学芸員を配置して全体を見ながら調査できる人材の配置が必要ではないか。

1つ、文化財の滅失や散逸を防ぐためにも、町の文化財指定で宝を保護し、町民の文化財とすることが急がれていると思うが、そう思いませんか。

次に、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定の文化財をまちづくりに活かし、地域総がかりでその継承に取り組んでいく必要があると文化庁が法律を改正して実施するものです。町としては、しっかり新たな法律に基づいて、町の宝、文化財を守り、活用するよう指摘しておきます。

【答 弁】

教育長：

町の宝、岩内町文化財保護について2項目の再々質問であります。

1項めは、学芸員を配置して全体を見ながら調査できる人材の配置が必要ではないのかについてであります。

学芸員の配置につきましては、必要であると認識しておりますが、財源確保の課題から難しいものと考えております。

2項めは、町の文化財指定で宝を保護し、町民の文化財とすることが、急がれていると思うが、そう思いませんかについてであります。

現在、文化財保護審議会では、町の文化財指定に向けた調査、審議が行われており、教育委員会といたしましても、町指定に向けた事務を取り進めてまいります。